

松川町リニア中央新幹線建設工事対策委員会 [第 29 回]

令和 6 年 3 月 26 日(火) 午後 7 時 00 分

松川町役場 2 階 大会議室

1. 開 会

2. あいさつ

- ・ 委員長
- ・ 町長
- ・ J R 東海
- ・ 長野県

3. 会議事項

(1) リニア発生土活用検討箇所（丸ボッキ）について（町より）

(2) 発生土運搬について

J R 東海より〔別冊資料〕

- ・ 大鹿村内リニア工事進捗状況
- ・ 発生土運搬車両の運行状況
- ・ 環境測定について
- ・ 対策土の活用について
- ・ その他

(3) 質疑応答

4. その他

松川町リニア中央新幹線建設工事対策委員会設置要綱の改定について
移動コンテナ局測定結果について

5. 閉会

松川町リニア中央新幹線建設工事対策委員会 委員構成

(敬称略、順不同)

No	区分	氏名	所属役職等	備考
1	(1)	松下 重幸	古町区会	副委員長
2	(1)	佐藤 和司	上新井区会	
3	(1)	小嶋喜美雄	名子区会	
4	(1)	宮下 保	大島区会	
5	(1)	大澤 勲	上片桐区会	
6	(1)	福澤 友安	福与区会	
7	(1)	唐沢 寛文	部奈区会	
8	(1)	下澤 義彦	生東区会	
9	(2)	坂本 勇治	松川町議会 推薦	
10	(2)	塩沢 貴浩	松川町議会 推薦	
11	(2)	中平 文夫	松川町議会 推薦	委員長
12	(3)	寺沢 秀文	不動産関係識見者	
13	(4)	松下 敏章	松川町農業委員会 会長	
14	(4)	高坂 龍夫	JA みなみ信州松川支所 理事	
15	(4)	小澤 文人	松川町商工会 会長	
16	(4)	矢澤 良一	松川町商工会 建設業部会長	
17	(4)	北沢 公彦	南信州まつかわ観光まちづくりセンター 理事長	
18	(4)	代田 文明	信州松川くだもの観光協会	
19	(4)	熊谷 誠	松川町交通安全協会 会長	
20	(4)	増澤あけみ	松川町交通安全協会 女性部長	
21	(4)	吉澤 裕	松川町交番 所長	
22	(4)	松浦 善文	松川町教育委員会	
23	(5)	宮下 勉	公募委員	
24	(5)	知久 克志	公募委員	
25	(5)	細川 容宏	公募委員	

(1) 区会の代表者等 (2) 町議会議員 (3) 識見を有する者 (4) 関係団体の代表者等
(5) 公募委員 (6) その他町長が必要と認めた者

[その他]

※要綱第5条第2項に基づき、長野県からアドバイザーとして関係部署職員等の出席を求める。

※同規定に基づき、JR東海等に対し説明者の出席を求めることを予定している。

(主催者側) 出席者名簿

※敬称略

○J R 東海

・中央新幹線長野工事事務所

所 長	杉浦 禎信
副 所 長	小池 一之
係 長	黒澤 太一
主 任	齋藤 寛泰
大鹿分室長	水上 英也
課 員	大谷 龍平

○長 野 県

・飯田建設事務所 リニア整備推進事務所

企画幹兼調整課長	大島 則雄
課長補佐	井原 一馬

○松川町

町 長	北沢 秀公
-----	-------

副 町 長	黒澤 哲郎
-------	-------

・事 務 局

リニア対策課長	小沢 雅和
---------	-------

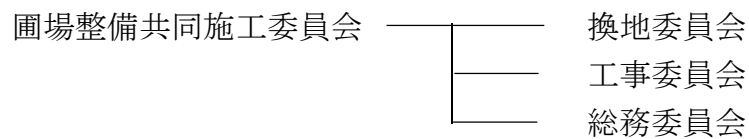
主任	大蔵 匠
----	------

丸ボッキへの圃場整備について

1. 団体営 → 土地改良法にそって実施する場合、地権者の 1/3 反対、2/3 同意でも実施は可能です。
国庫補助事業として申請することができる。
ただし、県・国への事業採択申請時に 100%同意でないと採択は難しい。

2. 共同施行営 → 地権者の 100%の同意でなければ実施できない。
地元が主体となり町がサポートする事業となり、地元では圃場整備共同施工委員会を設置し、その委員会内に換地委員会・工事委員会・総務委員会など各種委員会を設置し、事業を推進しなければならない。

【委員会設置図（案）】



※地元による委員会設置が必要であり、多くの労力が必要と考えられます。

またそれぞれに代表者が必要であり、地権者・耕作者が協力しながら実施していくことが望まれます。

3. 町単独事業 → 土地改良法による助けが受けられなく、事業実施は難しい。
事業に反対する方がいる中で、町として公共事業を推進するのはふさわしくない。
力づくで事業を推し進めることは相応しくないと考えます。

※以上のことから、地権者や耕作者の皆さんから 100%の同意がないと事業実施は難しい状況です。
また下流域に生活されている皆さんにも、理解が必要となってきます。

松川町リニア中央新幹線建設工事対策委員会設置要綱（案）

（設置）

第1条 リニア中央新幹線建設工事計画に対し、情報を共有し、課題や対策等を検討するため「松川町リニア中央新幹線建設工事対策委員会（以下、委員会という。）」を設置する。

（所掌事項）

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討し、町長に対し報告等を行う。

- (1) リニア中央新幹線建設工事に係る情報の共有に関する事項
- (2) リニア中央新幹線建設工事に係る課題や対策に関する事項
- (3) その他検討が必要と認められる事項

（組織）

第3条 委員会は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱し、委員30名以内の委員で構成する。

- (1) 区会代表
- (2) 町議会議員
- (3) 識見を有する者
- (4) 行政関係機関及び関係団体代表
- (5) 公募委員
- (6) その他町長が必要と認めた者

2 委員会に、委員長及び副委員長各1名を置き、委員の互選により決定する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（任期）

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることを妨げない。

（会議）

第5条 会議は、委員長が招集し、議長となる。ただし、最初の会議は町長が招集する。

2 委員長は、会議において必要があると認めたときには、委員以外の者を会議に出席させ説明又は意見を聴くことができる。

(専門委員会)

第6条 町長は、委員会とは別に個別に検討を要すると認めるとき、委員会の会議に諮って、専門委員会を設置することができる。

2 専門委員会は、町長及び委員会が必要と認める事項に関して、検討をし、報告等を行う。

3 専門委員会の委員は、町長が必要と認めた者を委嘱し、組織する。

(庁内幹事会)

第7条 町長は、リニア中央新幹線建設工事計画に対し、情報を共有し、課題や対策等を検討するため、庁内幹事会を設置するものとする。

2 庁内幹事会は、町長及び委員会が必要と認める事項に関して調査検討をし、報告等を行う。

3 庁内幹事会は、松川町職員のうちから町長が任命した者とし、委員長は副町長が、副委員長は建設水道リニア対策課長~~リニア対策課長~~がこれにあたるものとする。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は、松川町役場建設水道リニア対策課~~リニア対策課~~内に置く。

(補足)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

移動コンテナナ局No.2測定結果（松川町交流センターみらい）

1 窒素酸化物

(1) 二酸化窒素 (NO₂)

【環境基準】1時間値が0.04 ppmから0.06ppmまでのゾーン内またはそれ以下であること。

項目	単位	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間値
有効測定日数	[日]	30	31	30	31	31	30	31	30	29	31			304
測定時間	[時間]	715	735	715	738	739	715	738	714	712	738			7259
月平均値	[ppm]	0.004	0.003	0.004	0.003	0.003	0.004	0.005	0.007	0.008	0.006			0.005
1時間値最高値	[ppm]	0.022	0.019	0.019	0.017	0.014	0.017	0.040	0.024	0.028	0.029			0.040
日平均最高値	[ppm]	0.007	0.007	0.006	0.006	0.005	0.007	0.012	0.013	0.02	0.013			0.02
日平均値が0.06 ppmを超えた日数	[日]	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0
日平均値が0.04 ppm以上0.06 ppm以下の日数	[日]	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0

(2) 一酸化窒素 (NO)

項目	単位	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間値
有効測定日数	[日]	30	31	30	31	31	30	31	30	29	31			304
測定時間	[時間]	715	735	715	738	739	715	738	714	712	738			7259
月平均値	[ppm]	0.001	0.001	0.001	0.001	0.002	0.002	0.002	0.003	0.003	0.002			0.002
1時間値最高値	[ppm]	0.014	0.008	0.010	0.010	0.024	0.013	0.082	0.027	0.036	0.025			0.082
日平均最高値	[ppm]	0.002	0.002	0.003	0.003	0.005	0.005	0.014	0.008	0.012	0.006			0.014

(3) 窒素酸化物 (NOx : NO+NO₂)

項目	単位	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間値
有効測定日数	[日]	30	31	30	31	31	30	31	30	29	31			304
測定時間	[時間]	715	735	715	738	739	715	738	714	712	738			7259
月平均値	[ppm]	0.005	0.003	0.005	0.004	0.006	0.005	0.007	0.009	0.011	0.008			0.006
1時間値最高値	[ppm]	0.028	0.025	0.022	0.020	0.027	0.022	0.122	0.047	0.062	0.045			0.122
日平均最高値	[ppm]	0.010	0.009	0.008	0.008	0.009	0.010	0.026	0.021	0.03	0.019			0.03
月平均値NO _x (NO+NO ₂)	[%]	82.0	83.9	76.7	74.6	58.9	70.2	69.7	71.0	69.3	75.5			73.2

2 浮遊粒子状物質 (SPM)

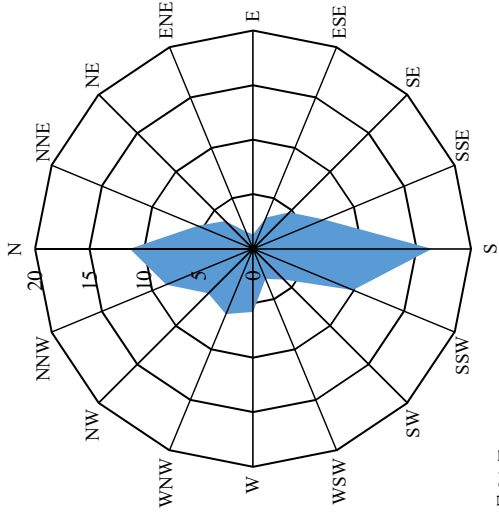
【環境基準】1時間値が0.10 mg/m³以下であり、かつ、1時間値が0.20 mg/m³以下であること。

項目	単位	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間値
有効測定日数	[日]	30	31	30	31	31	30	31	30	29	31			304
測定時間	[時間]	720	743	719	744	743	720	743	719	715	743			7309
月平均値	[mg/m ³]	0.015	0.011	0.012	0.016	0.011	0.009	0.008	0.010	0.009	0.008			0.011
1時間値最高値	[mg/m ³]	0.059	0.059	0.036	0.045	0.040	0.034	0.038	0.071	0.045	0.056			0.071
日平均最高値	[mg/m ³]	0.034	0.031	0.021	0.031	0.020	0.016	0.014	0.021	0.022	0.019			0.034
1時間値が0.20 mg/m ³ を超えた時間数	[時間]	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0
日平均値が0.10 mg/m ³ を超えた日数	[日]	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0

3 風向 (WD) 及び風速 (WS)

項目	単位	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間値
有効測定日数	[日]	30	31	30	31	31	30	31	30	31	31			306
測定時間	[時間]	720	744	720	744	744	720	744	720	744	744			7344
平均風速	[m/s]	2.7	2.6	1.8	2.0	1.7	2.1	1.9	2.2	2.1	2.3			2.1
最多風向	[16方位]	SSW	S	S	S	S	S	N	S	S	S			S
最多風向の割合	[%]	16.7	17.1	20.4	27.8	18.1	16.5	12.1	21.5	19.4	16.4			18.6
1時間値の最大風速	[m/s]	8.2	8.4	6.1	6.1	7.4	6.7	6.2	7.8	7.4	7.9			8.4

風図 (12月)



風向	頻度[%]
N	11.3
NNE	5.5
NE	3.6
ENE	1.7
E	1.3
ESE	3.1
SE	4.7
SSE	7
S	16.4
SSW	9.9
SW	4
WSW	3
W	5.8
WNW	6.5
NW	5.8
NNW	8.6
CALM	1.7

注1) 測定期間は2023年4月1日～2024年1月31日
 注2) 速報値であり、今後修正される可能性がある